



オーナーズレター

家主様・オーナー様の目線で、賃貸経営に関する最新ニュースをお届けします。

安心・快適で
豊かな「暮らし」を
ご提案します。

株式会社エイブル

<https://www.able.co.jp/>

<発行> 株式会社エイブルホールディングス広報室／株式会社エイブル管理事業本部

相続税では、書画・骨董品は時価（＝相続時点）で市場で売れるであろう金額）で評価されます。ここで重要なのは、固定の評価基準がないこと、市場価格の幅が広いことです。

さらに、例えば掛け軸でも、有

相続財産としての評価

書画や骨董、古文書などの動産は不動産とは異なり、一覧で管理されていないことが多く、相続時に所在や数量の把握が難しい財産です。高額品が家財と一緒に扱われたり、相続人が個別に保管したり、貸金庫の保管品が見落とされたりすることもあります。まずは現物の所在を確認し、リストや写真で記録を残しておきましょう。

相続で見落としやすい動産の管理



市場価格だけでは測れない価値

「誰も価値があると思っていなかった茶器が、実は名工の作品だった」「蔵の奥から出てきた古文書が歴史資料として評価された」といったケースや、逆に、古くても大量生産された書画や贋作は極端に低評価になったりと、本人の認識と市場価値が大きくズレることがあります。

名画家の落款（署名）があるか、模写か、保存状態が良くかどうか等で評価は大きく変わります。茶碗や壺も、産地・窯・作家の知名度、年代で価格が何倍にもなります。そのため、高額の可能性がある品物の相続税評価では、美術商、骨董専門の鑑定士、オークション会社など、専門家の鑑定や査定を取得して参考資料とすることをおすすめします。

売却時に注意したい税金のルール

相続した書画・骨董を売却した場合、1個または1組の価額が30万円を超えるものは、生活用動産

（非課税となる）から除外され、譲渡所得として所得税の課税が生じます。損益計算は、譲渡価格－売却価格－取得費－譲渡費用＝特別控除50万円

取得費は相続税評価額とは関係なく、故人の取得費を引き継ぎます。不明な場合は「概算取得費」として、売値の5%とします。申告期限の翌日以降3年を経過する日までに譲渡した場合、一定要件のもとで相続税額の一部を取得費に加算できる場合があります。

故人が取得した日から5年超なら長期譲渡所得として2分の1となります。注意したいのは、書画・骨董などを売却して損失が生じても、その損失を不動産所得や給与所得など他の所得から差し引くことはできない点です。税理士や税務署に確認することが安全です。

売るべきか？残すべきか？判断のための視点

- ① 家族にとって文化的・感情的価値があるか
- ② 保管に適した環境を維持できるか
- ③ 資産として手元に残す意義があるか
- ④ 売却のタイミング

オークションは時期によって価格が変動しやすく、専門家のアドバイスが重要です。古い品物は『価値がないだろう』と処分してしまうことが最大のリスクです。まずは記録を残し、必要に応じて専門家へ相談することが、適切な納税や資産保全につながります。

蔵から書画・骨董が見つかったら知っておくべき税の話

相続などで古い実家を整理していると、蔵から掛け軸や茶器、刀剣などが見つかることがあります。こうした書画・骨董は思わぬ価値を持つこともあり、相続税や売却時の税金にもさまざまな注意が必要となります。

思わぬ発見が相続の悩みに変わることも

今月のプレゼント！

5名様

エイブルオリジナル
ディズニーデザイン
スタンプ台+朱肉セット

エイブルオリジナルディズニーデザインスタンプ台+朱肉のセットを抽選で5名様にプレゼント！黒をベースに「ミッキー」、「ミニ」、「ドナルド」、「ディジー」をデザイン。持ち運びにも便利なサイズとなっております。エイブルでしか手に入らない特別なアイテムとなっておりますので、みなさまのご応募お待ちしております♪



© Disney



QRコードを読み込んで
簡単にご応募いただけます！

※締切／2026年7月31日（金曜）
毎月末に抽選、当選の発表は発送をもってかえさせていただきます。

※QRコードの読み取りが難しい方は以下URLからも応募フォームにアクセス可能です。こちらを入力してください⇒ <https://x.gd/5xam8>

＼お部屋探しは／



お部屋探しは
エイブル
お部屋探しは
エイブル

エイブル

株式会社エイブル
国土交通大臣免許番号(7)第5338号